教育委員会

令和6年9月27日

以下のとおり、1件の懲戒処分を行ったので公表します。

【事案1】私文書偽造等

1	被処分者の 所 属 等	北九州市立特別支援学校 学校事務職員(男性・59歳)
2	処分年月日	令和6年9月27日
3	処分の種類 及び程度	懲戒処分 減給(10分の1)3月間
4	処分理由	私文書偽造等
5	事案の概要	被処分者は、令和4年度の特別支援教育就学奨励費の事務において、奨励費受給を辞退する署名欄に自ら保護者の氏名を記載し、私文書偽造等に該当する行為を行った。また、実際の支弁区分決定とは異なる内容で奨励費を支給するなどの不適正な事務処理を行った。

【お問合せ先】

北九州市教育委員会教職員部 労務争訟担当課長 左方 電話 093-582-2715